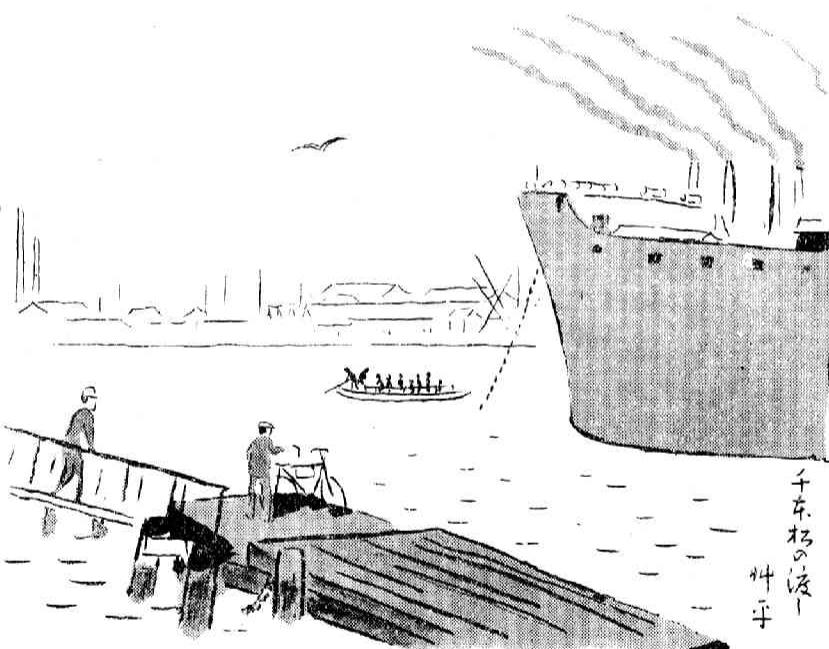


## 第三編 家屋

### 一 概況

当方は昔は全く海滨に点在する農・漁村で、近世に至りても、いわゆる畠場八ヶ村に属する農耕地であつたが、わが産業の発達に伴い、漸次近代都市化するに至つた若い土地である。したがつて今から約五十年前すなわち、明治三十年前後においての本区の戸数はわづかに千四百を数えるに過ぎなかつた。しかしながら、大正の初年に至つてはその数約七千九百に増加し大正十四年の本市第二次市域拡張当时においては二万八千九百八十四戸の膨脹振りを示した。これを明治三十年頃の千四百戸に比べるとときは二〇・七倍の増加となつてゐる。

次に当区創設以来の戸数の最高を示したのは、第二次世界大戦突入前の昭和十五年の四万二千六百十五戸である。これを明治三十年の千四百戸に比べるとときは三〇〇・四倍の膨脹振りを示している。その後昭和十八年四月には本市全般にわたり分増区が実施されたが、本区においても若干の戸数の増減はあつたが大差はなかつた。しかしながら、戦争末期に及んで家屋の強制疎開が行われ、これに加えて戦災により相当多数の家屋が焼失したので、本区の家屋数は予想外の激減



を見るに至つた。

終戦後は家屋の建築費はインフレーションによる物価高で低家賃との採算が採れず、貸家の建築は中絶の状態に至り、増加し行く人口に対して住宅は益々不足し、現今にみるがごとき深刻な住宅難時代を現出するに至つたのである。ちなみに本区創設以来の世帯数と住宅数との関係を示すと次表の通りであつて、昭和二十三年においては世帯数三万四千三百十五に対し住宅数は二万六千八百十八（世帯数に対し住宅数は七八・二%）で、一住宅に一世帯が居住するものと仮定するときは、七千四百九十七戸（一一・八%）の住宅不足数が生じている。これら住宅に対する過剰世帯の大部分は日々住宅の不足に悩みつつ他の世帯に同居しているのである。

世帯住宅比率表

年	次	世 帯 数	住 宅 数	不 足 住 宅 数	世 帯 住 宅 百 分 比
大正十四年		五、〇〇	三、〇〇	二、〇〇	一・〇〇
昭和十五年		五、〇〇	三、〇〇	二、〇〇	一・〇〇
昭和二十年		五、〇〇	三、〇〇	二、〇〇	一・〇〇
昭和二十一年		五、〇〇	三、〇〇	二、〇〇	一・〇〇
昭和二十三年		三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一・〇〇

註 住宅欄中昭和二十年は推計数を掲上す

## 二 現 態 況

本区の住宅は終戦時に於いて著しい減少を示した。しかし、その後年々多少の建築はされてゐるが、都會地えの人口転入抑制が昭和二十三年十二月末日をもつて撤廃されたので、急激に人口が増加はじめ、この数少い新築では到底その需用を充することは困難な現状に立ち至つてゐる。

昭和二十三年八月一日現在の住宅調査の結果によると、本区は本市二十二区中住宅不足区の第五位を占めている。これによると住宅総数は二万六千八百十八戸で、内現住している住宅は二万六千三百九戸（住宅総数の九八・一%）、建築中の住宅は百八十三戸（同〇・七%）、空屋は二百九十三戸（同一・一%）、船舶を住居としているもの三十三戸（同〇・一%）である。

上記のうち現住住宅二万六千三百九戸を種類別に分類すると次の通りである。

一 専用住宅（居住の目的にのみ設備された普通住宅）一万七千九百九十四戸（現住宅数の六八・四%）

二 併用住宅（店舗・作業場・事務所等が結合している住宅）五千三百六十九戸（同二〇・四%）

三 共同住宅（家族アパート）一千八百七十六戸（七・一%）

四 その他の住宅（工場・学校・事務所等の建物内にある自炊設備を有するもの）二百四十八戸（同〇・九%）

五 寄宿舎・下宿屋等五百七十二戸（同二・二%）

六 仮小屋・非住宅（臨時応急的に造られた建物で、大体自力で建設せられ、耐久年限三年以下と思われるもの）二百五十三戸（同一%）

またこれを所有関係によつて区分すると次の通りである。

一 持家 五千六十戸（所有関係住宅数の一九・二%）

二 借家 二万四百七十九戸（同七七・八%）

三 給与住宅（社宅その他）七百七十戸（同二・九%）

住宅総数を建築の時期によつて区別すると次のようである。（船舶を住居とするもの三十三戸を除く）

一 太平洋戦争前に建築されたもの 二万三千二百十四戸（住宅総数の八六・七%）

二 戦時中に建築されたもの 二百八十七戸（同一・一%）

三 終戦後に建築されたもの 二千七百五十八戸（同一〇・三%）

四 建築中のもの 二百三十三戸（同〇・八%）

### 五 空家 二百九十三戸（同一・一%）

本区の住宅総数（船舶を住居としているものを除く）は二万六千七百八十五戸であるが、終戦後に建築されたもの及び建築中のものを合算すると二千九百九十一戸となり、これを住宅総数より控除するときは二万三千七百九十四戸となる。これをもつて一應終戦当時の住宅総数を推測することができるるのである。

次に住宅の所有と建築時期との関係をみると、持家五千六十戸のうち戦前に建築されたものが三千二百五戸（持家数の六三・三%）、戦時中に建築されたものが九十二戸（同一・八%）、戦後に建築されたもの及び建築中のものが千七百六十三戸（同三・四・九%）である。すなわち持家について戦前戦後を比較すると戦後の復興は相当進んでいるが、借家についてみるとときは二万四百七十九戸のうち戦前に建築されたものが一万九千五百十八戸（借家数の九五・三%）、戦時中建築されたものが百四十八戸（同〇・七%）、戦後に建築されたもの及び建築中のものが八百十三戸（同四・〇%）となつていて、借家の戦後建築されたものは総数よりみると極めて僅少な数であるこれが現今の住宅困窮的一大原因をなしているのである。

給与住宅については戦前が四百九十一戸（給与住宅数の六三・八%）、戦時中建築されたものが四十七戸（同六・一%）、戦後建築されたものが二百三十二戸（同三〇・一%）で、戦後相当数の

建築がなされつつあることがわかる。

昭和二十一年二月一日現在の公簿上の住宅棟数は八千八百七十二棟で、その後年々増加を示している（昭和二十一年三百六十三棟・同二十二年四百五十二棟・同二十三年八百八十一棟・同二十四年九百四十棟）が戦前のごとく一棟数戸の家屋は殆どなく一棟一戸の持家が多い。したがつて届出新築棟数は戸数と大差がない。また、新築家屋の建坪が二十坪を超えるものは殆どなく、十坪または十五坪のものが大部分を占めている。

### 三 公 営 住 宅

本区内の公営住宅は市営住宅六ヶ所四百十五戸・府営一ヶ所百三十八戸がある。なお、本市においては昭和二十五年度において普通住宅の建設を千本通四丁目外二ヶ所に予定している。ちなみに現在公営住宅の種別並びに所在地は次の通りである。

#### 一 大阪市営住宅

##### イ 普通住宅

今宮住宅 七十五戸 東入船町  
玉出住宅 十戸 千本通六丁目

##### イ 普通住宅

岸里住宅 五十戸 松原通二・三丁目・南海通二丁目  
津守住宅 四十八戸 津守町

##### ロ 改造住宅

津守住宅 百四十一戸 津守町

##### ハ 共同住宅

山王住宅 九十一戸 山王町二丁目

#### 二 大阪府営住宅

普通住宅 百三十八戸 津守町

### 四 余裕住宅の開放

戦後住宅不足になやむ戦災都市では余裕住宅の開放を奨奨するかたわら、昭和二十年勅令第六百四号住宅緊急措置令を根拠とする地方税法第百五十条により、余裕住宅の使用者、またはその空住宅の所有者に対し余裕住宅税を課すこととなつた。

本市においても市条例を設け昭和二十三年度第二期分から当分の間市独立税として、畠数三十畠を越える住宅のうちから余裕部分を算出して、年二期に分ち賦課・徴収することとなつたので

あるが、翌二十四年度限りで廃止されたのである。

その賦課基準は次の通りであるが、昭和二十三年度第二期分に限りその賦課率は賦課基準の六分の五である。

余裕住宅の余裕部分又は空住宅の畠数十五畠まで

一畠又はそのは数につき第一期九十円第二期九十四円

十五畠を越え二十畠まで

第一期百二十四円第二期百二十円

二十畠を越え二十五畠まで

第一期百五十円第二期百五十四円

二十五畠を越えるもの

第一期百八十円第二期百八十円

本区においては昭和二十三年度分は隨時として賦課し、その調定額は八十三件五万五千百七十五円で、第二十四年第一期は七十三件五万二千六百二十円、同第二期は六十八件四万八千七百二十円である。

## 第四編 人 口

### 一人口 静 態

徳川時代の人口に関する事務としては、もとに諸寺院が宗教的立場から町人を対象としてこれを掌り、人口・家数等を知り得る程度のもので、必ずしも正確なものではなかつた。明治四年四月に至つて戸籍編成規則が施行せられ、人口静態は明かに示されることになつたが、公簿上の数字は必ずしも実数と合致するものでなく、人口の移動し易い都会地ではその懸隔が甚しかつた。

そこで明治三十三年、すなわち、西暦千九百年を期して民政調査の名のもとに、国勢調査実施の要望がさかんとなつたが実施するに至らなかつた。降つて大正六年衆議院において国勢調査実施に関する建議案が可決せられ、鋭意これに関する準備が進められ、ついに大正九年十月一日実施するに至つた。これによつて我が国最初の人口静態の実数を把握することを得たのである。これが第一回の国勢調査で爾来五年目ごとに実施せられ、昭和二十五年実施のもので第七回を重ねるに至つた。

本区の明治時代の現在人口の一・二を挙げれば明治九年一月一日の七千八百八人、同二十二年

四月一日の一万六百二十七人、大正元年十二月三十一日の三万四千八百五十六人である。その調査の方法及び区域の変動等により必ずしも正確なものとはいひ難いが一貫した人口増加の趨勢を辿つてゐることは事実である。この趨勢はわが国産業の伸展に伴い人口の都市へ集中せる余波によるもので、本区の農耕地より商工業地への転換の緩かな歩みを示したものである。

大正時代に入つての本区の現在人口は次表に示すがごとく急激な膨脹を示してきた。そのおもなる原因は第一次世界大戦に基因する軍需産業を主軸とする大戦景気であつた。各種商工業はこれに煽られ、いわゆる成金時代の出現を見る殷賑振りであつた。これにより従来の農耕地は次第に工場地または住宅地に移行し漸次現在のごとき商工都市に転化するに至つた。

昭和時代に移つても、なお人口は漸増の趨勢を保つてゐたが第二次世界大戦に逢着するや各種の企業及び物資の統制、家屋・人口の疎開により昭和十五年の二十一萬四千七百五十五人を最高として逐年減少し、終戦当時の昭和二十年には戦災等の影響も加わり八万八千五十四人に激減し大正九年の八万四千八百十一人に匹敵するに至つた。しかし、終戦後は疎開人口の復帰と戦災の復興により年々増加の傾向を示し、昭和二十五年には十五万一千五百九人に達し、戦前人口の七二%の増加を示し、その増加数は六万三千四百五十五人で、二十二区中生野区の六万四千三十二人に次ぐ第二位の増加振りである。

次に本区現在人口の男女別を次表によつてみると男子の数はつねに女子の数より上廻つていたのであるが、昭和十八年の分増区以後はこれが反対につねに女子の数が男子の数を上廻つてきた。これは山王地区の編入がもつとも大きな影響を与えてゐる。

国勢調査年別世帯・人口比較表

	大正九年	大正十四年	昭和五年	昭和十年	昭和十五年	昭和二十年	昭和二十五年
世帯数	三、二〇	三、五〇	四、七五	四、二五	三、六三	三、六六	三、六六
人口总数	八四、六二	一三七、六三	一六七、七〇	一七〇、七五	一三四、七五	一六〇、五〇	一五〇、五〇
男	七二、一六	八七、五六	九〇、三〇	九〇、七七	八〇、三〇	九〇、五〇	九〇、三一
女	一六、五六	一七、五〇	一六、七九	一六、七九	一七、三〇	一七、二九	一七、二九
一世帯当り人口	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
男女百分比	五三・五	五三・〇	五〇・七	五〇・五	五三・五	五三・五	五三・五
人口密度(一方斜に付)	二二・九七	二三・四〇	二三・七三	二三・七七	二〇・三三	二一・六三	二〇・五五

昭和二十五年国勢調査の結果から本区内地区別現在人口の状態を次表によつてみると、今宮の一万五千九十四人を第一位として橋の一万四千五百二十七人・千本の一万三千五百一人・天下茶屋の一万三千二百二人・岸里の一万三千百四人がこれに次いでいる。また過去五ヶ年間にわたる増加率をみると萩之茶屋の一八七・六%を第一位として南津守の一四八・四%、今宮の九四・七

%、弘治の九三・二%、津守の九一・三%等がこれに次いでいる。萩之茶屋・弘治・今宮は戦災の復旧が著しい結果と思われ、南津守・津守は府営並びに市営住宅の建設及び大和寮の一般住宅転換等によるものと思われる。

北國別世傳

田名別世帶人口誌

南	津	守	貢大	一ノ四四	八八三	七五二	二〇〇〇	一・五五三	五〇七	一・一五三	一・一三三	一・一五三
北	津	守	大通	一・一五四	一・一五四	一・一五四	一・一〇一	一・一五四	三・一六	一・一六六	一・一四〇	一・一〇一
山	王	一	二・一〇四	ヤ・五五三	三・一五	四・五五六	三・一六	一・一六〇	四・六一	六・九八	九・九一	九・九一
天	下	茶	屋	一・一六七	ベ・五五三	五・一五五	五・一五五	一・一五九	六・一五九	六・九三	六・九三	六・九三
水	上	一	一一一	一〇〇	九	三五	一一一	一一〇	一五	一五	一〇一	一五
計				一・八・〇・五	ベ・ヤ・九・三	五・九・五	五・九・五	一・九・一	九・〇・五	九・一・九	九・一・九	九・一・九

4.0	6.11	2.69	3.47	4.33	11
49.0	73.8	49.06	41.02	51.6	5
50.79	6.01	5.24	58.97	48.37	10
1.79	5.71	4.92	1.55	2.23	2
2.65	5.37	1.2	72.235	2.09	

— 39 —

— 38 —

町丁目名		世帯数		総人数	
丁目	番地	戸数	人口	男	女
岸松通	"	110	110	55	55
一丁目	一丁目	10K	10K	5K	5K
	二丁目	10K	10K	5K	5K
	三丁目	10K	10K	5K	5K
	四丁目	10K	10K	5K	5K
	五丁目	10K	10K	5K	5K
玉出本通	"	110	110	55	55
一丁目	一丁目	10K	10K	5K	5K
	二丁目	10K	10K	5K	5K
	三丁目	10K	10K	5K	5K
	四丁目	10K	10K	5K	5K
	五丁目	10K	10K	5K	5K
新町通	"	110	110	55	55
一丁目	一丁目	10K	10K	5K	5K
	二丁目	10K	10K	5K	5K
	三丁目	10K	10K	5K	5K
	四丁目	10K	10K	5K	5K
玉出	"	110	110	55	55
新町	通	"	"	"	"
一丁目	一丁目	10K	10K	5K	5K
二丁目	二丁目	10K	10K	5K	5K
三丁目	三丁目	10K	10K	5K	5K
四丁目	四丁目	10K	10K	5K	5K
五丁目	五丁目	10K	10K	5K	5K
田端通	"	110	110	55	55
一丁目	一丁目	10K	10K	5K	5K
	二丁目	10K	10K	5K	5K
	三丁目	10K	10K	5K	5K
	四丁目	10K	10K	5K	5K
南海通	"	110	110	55	55
一丁目	一丁目	10K	10K	5K	5K
	二丁目	10K	10K	5K	5K
	三丁目	10K	10K	5K	5K
	四丁目	10K	10K	5K	5K
松原通	"	110	110	55	55
一丁目	一丁目	10K	10K	5K	5K
	二丁目	10K	10K	5K	5K
	三丁目	10K	10K	5K	5K
	四丁目	10K	10K	5K	5K

1.93 1.96 1.99 1.94 1.80  
2.15 2.12 - 41 - 2.08 1.98 2.02

町丁目名	鶴見橋北通七丁目	長橋通	出城通	南開
世帯数	1073	666	488	一丁目
総人数	2253	1518	1049	九丁目
男	1101	747	510	488
女	1152	771	539	500

~~81 3.01  
76 2.15~~ 2.91 — 40 — ~~2.17  
2.22~~ 2.47  
~~76 2.25~~ 2.21 ~~2.25~~

1.89

1.82

2.02

2.03

2.09

1.99

2.11

2.09

2.10

町丁目名	世帯数	総人	男	女
岸松通	2丁目	224	112	112
姫松通	3丁目	857	438	419
津守町東	1丁目	59	29	30
津守町東	2丁目	1994	994	994
二丁目	三丁目	119	59	60
三丁目	四丁目	1642	821	821
四丁目	五丁目	420	210	210
五丁目	六丁目	4088	2044	2044
六丁目	七丁目	119	59	60
七丁目	八丁目	1644	822	822
八丁目	九丁目	755	377	377
九丁目	津守町西	223	112	112
二丁目	一丁目	1865	991	991
三丁目	四丁目	688	344	344
四丁目	五丁目	996	498	498
五丁目	六丁目	71	35	35
六丁目	七丁目	275	137	137
七丁目	八丁目	2190	1095	1095
八丁目	九丁目	3004	1502	1502
九丁目	松田町	1269	635	635
一丁目	二丁目	3386	1693	1693
二丁目	三丁目	2107	1054	1054
三丁目	四丁目	145	72	72
四丁目	五丁目	183	91	91
五丁目	六丁目	2.18	1.91	1.91
六丁目	七丁目	2.29	1.91	1.91
七丁目	八丁目	42	20.4	20.4
八丁目	九丁目	1.60	0.80	0.80
九丁目	松田町	1.99	0.99	0.99
一丁目	二丁目	1.85	0.90	0.90
二丁目	三丁目	2.00	1.00	1.00
三丁目	四丁目	6.11	3.55	3.55
四丁目	五丁目	2.26	1.32	1.32
五丁目	六丁目	4.91	2.46	2.46
六丁目	七丁目	19.64	9.81	9.81
七丁目	八丁目	52.15	26.34	26.34
八丁目	九丁目	1.15	0.58	0.58
九丁目	松田町	1.15	0.58	0.58
一丁目	二丁目	4.83	1.99	1.99
二丁目	三丁目	1.99	1.99	1.99

町丁目名	世帯数	総人	男	女
津守町西	三丁目	1865	991	991
松田町	一丁目	688	344	344
聖天	二丁目	996	498	498
天下茶屋	三丁目	71	35	35
一丁目	二丁目	275	137	137
二丁目	三丁目	2190	1095	1095
三丁目	四丁目	3004	1502	1502
四丁目	五丁目	1269	635	635
五丁目	六丁目	3386	1693	1693
六丁目	七丁目	1.60	0.80	0.80
七丁目	八丁目	1.99	0.99	0.99
八丁目	九丁目	1.85	0.90	0.90
九丁目	松田町	2.00	1.00	1.00
一丁目	二丁目	6.11	3.55	3.55
二丁目	三丁目	2.26	1.32	1.32
三丁目	四丁目	4.91	2.46	2.46
四丁目	五丁目	52.15	26.34	26.34
五丁目	六丁目	1.15	0.58	0.58
六丁目	七丁目	4.83	1.99	1.99
七丁目	八丁目	1.99	1.99	1.99
八丁目	九丁目	1.99	1.99	1.99
九丁目	松田町	1.99	1.99	1.99

## 二 人 口 動 態

町丁目名	世帯数	総人	男	女
水	362	1,92	960	960
天神ノ森	二丁目	696	348	348
二丁目	三丁目	996	498	498
三丁目	四丁目	1,192	596	596
四丁目	五丁目	2,14	1,070	1,070
五丁目	六丁目	2,23	1,115	1,115
六丁目	七丁目	2,29	1,145	1,145
七丁目	八丁目	2,34	1,200	1,200
八丁目	九丁目	2,38	1,210	1,210
九丁目	津守町西	2,42	1,210	1,210
二丁目	三丁目	2,46	1,230	1,230
三丁目	四丁目	2,51	1,255	1,255
四丁目	五丁目	2,55	1,270	1,270
五丁目	六丁目	2,59	1,285	1,285
六丁目	七丁目	2,63	1,300	1,300
七丁目	八丁目	2,67	1,315	1,315
八丁目	九丁目	2,71	1,330	1,330
九丁目	松田町	2,75	1,345	1,345
一丁目	二丁目	2,79	1,360	1,360
二丁目	三丁目	2,83	1,375	1,375
三丁目	四丁目	2,87	1,390	1,390
四丁目	五丁目	2,91	1,405	1,405
五丁目	六丁目	2,95	1,420	1,420
六丁目	七丁目	2,99	1,435	1,435
七丁目	八丁目	3.03	1,450	1,450
八丁目	九丁目	3.07	1,465	1,465
九丁目	松田町	3.11	1,480	1,480

本区内の出生並びに死亡を次表(戸籍受理件数につき現住人口の自然増減とは必ずしも一致せず)によりみると、出生は過去十ヶ年を通じておむね年間六千人前後を示していたが、第二次世界大戦の末期である昭和十九年から減少の傾向を示し、昭和二十年・同二十一年の二ヶ年間は著しい減少を示した。しかしながら引揚・復員の殆んど完了した昭和二十二年には旧に復し、その後は毎年出生数は増加の傾向を辿っている。

死亡は終戦前から終戦後においてその数は増加した。特に昭和十九年から上昇しはじめた死亡数は昭和二十二年において最高を示し、その後は下降状態にある。すなわち、戦争だけならわの頃から逐次増加し昭和二十年・同二十一年には出生数より死亡数が上廻っている。これは出生数の激減に反し戦災による死亡や海外派遣部隊の死亡が終戦により急速に整理せられ、市町村に報告

せられたことが原因している。この異例を除けば出生は逐年増加し死亡数とは大きな隔たりがあり、人口自然増加の傾向は益々多いので、本区の人口は減少することはないといえるのである。

次に死産は昭和二十三年中及び同二十四年当初までは、月間約二十胎から三十胎までであったが、昭和二十四年四月優生保護法の改正後においては俄かにその数が増加し、同年五月以降は月間約四十胎から七十胎までの届出がなされている。

### 出生 死亡 比較表

	昭和 五年	昭和 六年	昭和 七年	昭和 八年	昭和 九年	昭和 十年	昭和 一一年	昭和 一二年	昭和 一三年	昭和 一四年	昭和 一五年
出 生	五、六八三	六、六九六	六、〇三	六、〇六七	四、九三	二、三二	二、五〇	六、〇五五	六、三五三	五、四〇五	五、四〇五
死 亡	一、七三	一、六六三	一、五五三	一、〇八九	三、〇八九	三、五二	三、五五八	二、〇九〇	二、二一五	二、〇九〇	二、〇九〇
自然增加	三、七四四	三、〇二四	四、一五六	三、六〇	二、〇四〇	(一) 一、一八七	(一) 一、一八七	二、〇五〇	二、〇五〇	二、〇五〇	二、〇五〇
出生・死亡 百分比	三〇・六	三四・〇	三一・八	三四・四	五・一	一五三・五	一三一・三	五九・六	三八・四	三四・七	三八・一

註 本表は戸籍届出件数（非本籍者を含む）を掲上す。

本区内の婚姻並びに離婚の状況を次表によつてみると、婚姻は過去十ヶ年間を通じ年間二千件を上下するを通例としていたが、昭和十九年にはやや減少し、同二十年に至つては、その約三分の一に激減し、過去十ヶ年間における最低件数を示した。これは戦災及び終戦のための社会不安の影響を受けたためである。しかしながら同二十一年にはやや増加し、その後はおむね平均線事情を反映していることを想像するにかたくない。

### 婚姻・離婚比較表

	昭和 一五年	昭和 一六年	昭和 一七年	昭和 一八年	昭和 一九年	昭和 二〇年	昭和 二一年	昭和 二二年	昭和 二三年	昭和 二四年	昭和 二五年
婚 姻	三、三三六	三、三三七	一、七四四	一、七三三	一、七二二	一、七一	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇
離 婚	一〇一	一九三	一七二	一六七	一六五	九八	一四八	一四九	一四九	一四九	一四九
婚姻・離婚 百分比	九・四	八・二	八・三	八・四	八・三	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五

註 本表は戸籍届出件数（非本籍者を含む）を掲上す。

### 三 外 国 人 登 錄

連合軍の占領下にあるわが国は、その特殊事情によつて、外国人の入国に関する措置を適切に実施し、且つ外国人に対する諸般の取扱いの適正を期する目的をもつて、昭和二十二年五月二日

勅令第二百七号をもつて、外国人登録令を施行した。その後四度にわたつて改正されて現在に至つてはいる。登録令にいう外国人とは日本の国籍を有しない者で、「連合國軍の將兵及び連合國軍に附屬し又は隨伴する者並びにこれらの者の家族、連合國最高司令官の任命又は証認した使節団の構成員及び使用人並びにこれらの者の家族、外國政府の公務を帶びて日本に駐在する者及びこれに隨從する者並びにこれらの者の家族」でない一般人をいうのであつて、朝鮮人及び台灣人も外国人として取扱われる。

これらの外国人は原則として当分の間日本に入ることは出来ないのであるが、もし、外国人が本邦に入ったときは六十日以内に、外国人でない者が外国人になつたときは十四日以内に居住地を定めて、市町村長（大阪市では区長）に所要事項の登録を申請しなければならない。また、市区町村長は外国人登録簿を調製して備付け、登録を受けたときは登録證明書を交付しなければならないことになっている。

外国人で登録令の規定に違反した者については、本令の定めるところによつて刑罰を科し、もしくは不法入国に用いた船舶は没収せられ、または外国に強制退去せしめられることになつてゐる。

当区における外国人の登録数は昭和二十五年十二月末現在五千八百十二人で、うち男子三千二

百八十一人・女子二千五百三十一人となつてゐるが、これらのもののうち九四・八%は韓国人及び朝鮮人で、残る五・二%は中国人その他である。

#### 四 転入者許可制

都會地転入抑制は昭和二十四年一月一日解除せられたのである。この制度は戦時中都市防衛の見地から家屋の強制疎開がはじまつたので、これに伴い防衛に支障のある老幼婦女子の都會地外の転出勧誘と同時に都市防衛に關係のない者の都會地への転入を抑制したのにはじまつたのである。

終戦後は専ら經濟的方面、すなわち、住居並びに食糧配給の円滑を期する目的をもつて、引き続き転入許可制を探つていたのであるが、主食の配給が次第に好転してきたので、都市復興の立場から昭和二十三年末限りこの抑制は解かれたのである。

#### 五 優生保護

終戦後優生上の見地から不良の子供の出生を防止するとともに、母性の生命と健康を保護するために、昭和二十三年七月三十日法律第百五十六号をもつて、優生保護法が施行された。

その後同二十四年五月と六月の二回にわたつて改正されているが、その業務としては優生手術と母性保護のための人工妊娠中絶が挙げられている。

本事業の機関としては中央優生保護審査会（委員三十人以内）・都道府県優生保護審査会（同十人以内）・地区優生保護審査会（同五人以内）が設けられ、中央優生保護審査会は主として優生手術に関する適否の再審査を行い、都道府県優生保護審査会は優生手術に関する適否の審査を行ひ、地区優生保護審査会は保健所の区域ごとにこれを置き、人工妊娠中絶に関する適否の審査を行つてゐるのである。

各優生保護審査会の委員（臨時委員を含む）は医師・民生委員・裁判官・検察官・関係行政庁の官吏または吏員その他学識経験ある者の中からそれぞれ命ぜられている。これらはいづれも職務上知り得た人の祕密を漏してはならない義務が課せられているのである。

優生手術を受ける者は左に該当する者でなければならない。

- 一 本人または配偶者が遺伝性精神病質・遺伝性身体疾患または遺伝性畸形を有しているもの
- 二 本人または配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病・遺伝性精神薄弱・遺伝性精神病質・遺伝性身体疾患または遺伝性畸形を有しているもの
- 三 本人または配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

#### 四 妊娠または分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるものまた母性保護のための妊娠中絶を受ける者は左に該当する者でなければならない。

- 一 本人または配偶者が精神病または精神薄弱であるもの
- 二 妊娠の継続または分娩が身体的または経済的理由により母体の健康を著しく害する虞れのあるもの
- 三 暴行若しくは脅迫によつて、または抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて、妊娠したもの

このほか優生保護法では、優生保護の見地から結婚の相談に応じ、遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするために、少くとも都道府県に一ヶ所以上の優生結婚相談所を設置することとなつてゐる。この優生結婚相談所は保健所にも附置することができるるのである。

本市西成保健所は浪速区及び西成区の二区を管轄している関係上、地区優生保護審査会も両区に跨つてゐるのである。

同審査会の昭和二十四年五月から同二十五年三月までの十一ヶ月間の人工妊娠中絶の審査件数

は三百九十二件で、妊娠中絶を受ける者の二に該当するものが三百八十六件、同三に該当する者が六件である。また、同二十五年四月から十二月までの九ヶ月間の審査件数は六百九十二件で、妊娠中絶を受ける者の二に該当するものが六百八十五件、同三に該当するものが七件である。いづれもその審査の結果は適当と認められている。

ちなみに本審査会は委員長に西成保健所長・委員に西成区医師会長・浪速区医師会副会長・婦人団体代表・大阪地方検察庁の検事の五人により構成せられ、臨時委員として西成区長・浪速区長が充てられている。

次に同保健所に設けられている優生結婚相談所は、遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図つて不良な子孫の出生を防止するとともに、家庭や身体の情況等によつて必要があると認められる者には、正しい有効な避妊方法を指導するのであるが、現在ではこれが十分普及徹底していないためか、月五・六件の相談を受ける程度である。

## 第五編 區 行 政

### 一 区政の沿革

本区は大正十四年四月一日大阪市第二次市域拡張に伴い、西成郡内の今宮町・玉出町・津守村・粉浜村の四ヶ町村の区域をもつて設置せられたもので、市制第六条の法人格を有する自治区であつたが、実質上は単純な行政区に過ぎなかつたので、市制上の区会は存在しなかつたのである。

市域編入当時の学区制度は時勢の移り变りにつれて廢止を期待されていたが、大正十四年三月十七日大阪府告示第八十五号によつて本区の区域をもつて学区が設置され、大正十四年六月十六日大阪市告示第二百二十二号をもつて、学区の存在目的である小学校教育事務のために区会条例が制定せられ、定員三十六人の西成区会が設けられることとなり、大正十四年八月二十八日区会議員選挙が今宮第一小学校（現弘治小学校）で行われた。その結果次の三十六人が當選した。（数字は区会の席次を示す）

一 中尾泰一

三 大野安之助

五 吉宗源次郎

七 国本善吉

二 西村與一郎

四 浦上谷治郎

六 木村万次郎

八 野本吉三郎